

## 飯塚市スマートフォン教室開催事業業務委託プロポーザル実施要領

### 1 業務名

飯塚市スマートフォン教室開催事業業務委託

### 2 業務の目的

本要領は、委託業務の実施に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

業者選定を行うに当たっては、価格のみではなく、事業者の専門性、業務遂行能力、実績等を総合的に勘案し、優れた提案を行った事業者を委託業務の委託候補者として選定するものとする。

### 3 業務の内容等

市内でスマートフォン教室及びスマートフォン相談会を開催し、スマートフォンの使い方でお困りの方に対してスマートフォンの基本操作の説明や相談対応を行う。

(詳細については別添「飯塚市スマートフォン教室開催事業業務委託仕様書」のとおり)

### 4 履行場所

飯塚市 地内

### 5 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 6 見積限度額

4,350,000円(消費税及び地方消費税を除く)

### 7 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1)福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (9) 過去 5 年以内(平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで)に、国又は地方公共団体から、本委託業務と同等又は類似した業務を受託した実績があること。

## 8 事業者の公募

- (1) 飯塚市公式ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和 6 年 4 月 22 日(月)から令和 6 年 5 月 23 日(木)までとする。

## 9 実施スケジュール(予定)

内容	期限等
公募開始	令和 6 年 4 月 22 日(月)
質問票提出期限	令和 6 年 4 月 22 日(月)から 令和 6 年 4 月 30 日(火)午後 5 時まで
質問票回答期限	令和 6 年 5 月 7 日(火)
参加表明書の提出期限	令和 6 年 4 月 22 日(月)から 令和 6 年 5 月 23 日(木)午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 4 月 22 日(月)から 令和 6 年 5 月 23 日(木)午後 5 時まで
1 次審査(書類審査)	令和 6 年 5 月 27 日(月)
1 次審査結果通知	令和 6 年 5 月 28 日(火)
2 次審査(プレゼンテーション)	令和 6 年 5 月 31 日(金)
2 次審査結果通知	令和 6 年 6 月上旬

※日程については変更する場合があります。

## 10 審査方法及び審査基準

審査は、飯塚市職員で構成する飯塚市スマートフォン教室開催事業業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

ただし、1 次審査(事前審査)は参加表明者が 6 者以上の場合に実施するものとする。

### (1) 審査

企画提案書提出者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

### (2) 審査手順

#### ①1 次審査(事前審査)

参加表明者が多数となった場合は、「(3)審査項目」のNo.1～2 の項目により審査を行い、第 2 次審査参加者を 5 者程度選定するものとする。

#### ②1 次審査結果通知

1 次審査通過者にのみ電話及び電子メールにより審査結果とプレゼンテーションの実施についての連絡を行い、後日、すべての提案者に審査結果を通知する。

### ③2 次審査(プレゼンテーション)

2次審査にあたっては、「(3) 審査項目」のNo.1～6に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。

最高得点の点数の同じ者が2者以上ある場合には、審査項目No.4(業務実施体制)、No.5(業務実施内容)の2項目の合計点が最も高い者を選定する。

ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は受託候補者とししない。

### (3) 審査項目

審査項目は、次表のとおりとする。

No.	審査項目	評価基準(着眼点)	配点
1	業務実績	委託業務と同等又は類似業務の実績を有しており、その実施内容が本業務に有効であるか。	10
2	見積の妥当性	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	10
3	業務への考え方及び理解度	業務目的、条件及び内容を的確に反映した提案内容となっているか。	20
		高齢者などのデジタルデバイドに対する課題など必要な知識を有しているか。	
4	業務実施体制	運営責任者、管理者、スタッフ、コールセンターなど必要な人員を十分に確保できる体制にあるか。	20
		本市と十分に連絡調整や報告を行うことができる体制にあるか。	
5	業務実施内容	高齢者などが理解しやすいスマートフォン教室の実施及び配布資料の作成が可能であるか。	60
		スマートフォンに関する相談業務が可能な知識を有し、適切な助言や支援を提供できるか。	
		参加者や本市の意見を積極的に取り入れ、本事業の有効性をより高める姿勢があるか。	
		提案者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされているか。	
6	プレゼンテーションの的確性	企画提案書の内容をよく補完して説明しており、質問に対する説明が明快かつ的確か。	10
合 計			130

### (4) 審査過程の非公開

審査委員会については、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 11 実施要領及び仕様書に関する質問票の受付及び回答

### (1) 質問票の受付

受付期限：令和6年4月30日(火)午後5時まで(必着)

提出方法：質問票(様式第4号)により、電子メールで提出すること。

なお、電話や窓口訪問による口頭での質問、受付期間を過ぎて提出された質問については一切受け付けないものとする。

提出先：gyomu-dx@city.iizuka.lg.jp

### (2) 質問票に対する回答

令和6年5月7日(火)までに受付したすべての質問について、質問者名を伏せ、飯塚市公式ホームページに掲載するものとする。

## 12 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年5月23日(木)午後5時まで(必着)

### (2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

### (3) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし郵便事故等について飯塚市はその責めを負わない。

### (4) 提出書類・・・(提出部数)

ア 参加表明書(様式第1号)・・・1部

イ 会社概要書(様式第2号)・・・1部

ウ 業務実績調書(様式第3号)・・・8部

エ 会社概要(会社パンフレットなど任意)・・・1部

オ 過去5年間に地方公共団体に納品した本業務と同種の企画提案書等又は概要版・・・1部

カ 審査結果通知書の返信用封筒(返信先を記載し84円切手を貼った長3封筒)・・・1部

キ 役員名簿(様式第2-2号)・・・1部

ク 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が提出日から3ヶ月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可)・・・1部

ケ 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1部

コ 国税及び地方税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可)・・・1部

サ 印鑑証明書(名簿に登載されていない者は、原本を添付。なお副本は写し可)・・・1部

シ 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・1部

※飯塚市有資格者名簿登載者については、キ、ク、ケ、コ、サの提出は不要。

※本業務と同種の実績がない場合であっても、ウの提出は必要。

※本業務と同種の実績がない場合は、オの提出は不要。

※ク、コ、サについては、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。

### 13 プロポーザル参加の辞退

参加表明書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する場合は、令和6年5月24日(金)午後5時まで(必着)に辞退届(様式第5号)の持参によって、辞退を認める。

### 14 企画提案書の提出

#### (1) 提出期限

令和6年5月23日(木)午後5時まで(必着)

#### (2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

#### (3) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし郵便事故等について飯塚市はその責めを負わない。

#### (4) 提出書類

企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。フラットファイル等の表紙は、「飯塚市スマートフォン教室開催事業業務委託に係る企画提案書」と記載すること。

ア 企画提案書(様式第6号)※表紙として使用すること。

イ 提案書(任意様式)

本実施要領「10. 審査方法及び審査基準」の審査項目No.1～6の項目(No.2は除く)ごとに、必ず審査項目を見出しにして具体的な提案を行うこと。

提案書については、A4版、横書き、長編綴じ、20ページ以内、両面印刷とし、文字は11ポイント以上とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えないものとする。

ウ 見積金額内訳書(任意様式)

エ 業務工程表(任意様式)

オ 業務体制表(様式第7号)

#### (5) 提出部数

各8部(正本1部、副本7部)

※副本7部についてはコピー可とし、事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

### 15 2次審査(プレゼンテーション)

#### (1) 実施日

令和6年5月31日(金)

※開始時間は令和6年5月29日(水)までに実施場所等と合わせて、電話及び電子メールにより通知する。

#### (2) 参加人数

3名以内(配置予定の主任技術者(運営責任者)及び担当者は必ず出席すること。)

### (3) 審査時間

30分以内とする。(説明15分、質疑応答15分)

### (4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づいて行うものとする。事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

イ 原則、プレゼンテーション審査の順番は企画提案書等の提出順とする。

ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備すること。  
(スクリーンは市で準備する。)

エ プレゼンテーションの際、追加資料は一切認めない。

## 16 審査結果の通知

審査結果は令和6年6月上旬に、書面により通知する。(予定)

## 17 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

## 18 契約の締結

### (1) 契約手続き

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、受託候補者が、地方自治法施行令第167条の第4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は飯塚市からの指名停止を受けることとなった場合は契約の締結を行わない。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

### (2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

### (3) 再委託

受託候補者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

## 19 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領6記載の見積限度額を超えている場合
- (2) 本実施要領7記載の参加資格及び要件を満たさなくなった場合
- (3) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの

- (5)虚偽の内容が記載されたもの
- (6)契約が締結できない、又は締結の意思が認められないもの
- (7)公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8)飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合及び名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当した場合

## 20 その他

- (1)本提案に係る諸経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2)提出された書類等は返却しないものとする。
- (3)提出期限以後の書類の再提出、追加、差替は認めない。
- (4)提出された書類は、審査目的以外には使用しないものとする。
- (5)提出された書類は、審査目的の範囲内で複製する場合がある。
- (6)提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。
- (7)書類提出後に参加を辞退した場合においても、不利益な扱いはしないものとする。
- (8)本業務に関して、提案事業者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9)本企画提案において知り得た情報(周知の情報は除く。)は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、本企画提案への関わりがなくなった時点で、飯塚市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄するものとする。

## 21 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市 行政経営部 業務改善・DX 推進課(担当：仲村、田松)

E-mail：gyomu-dx@city.iizuka.lg.jp

電話：0948-22-5500(内線 1342)

F A X：0948-22-5754